

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年12月23日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年6月2日から同年7月3日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年6月2日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）ウォンツ山口大内千坊店

所在地 山口市大内千坊四丁目1756の1

#### 2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。